

将来負担比率の算定に用いられる将来負担額は、およそ729億円となります。

一方、充当可能基金が110億円、特定財源見込額が6億円、基準財政需要額算入見込額が522億円あり、実質的な負担額は約91億円となりますので、将来負担比率は47.1%となります。

将来負担額の主なものは、地方債の残高（一般会計等）365億円、公営企業債等に係る繰入見込額242億円ですが、この大半が交付税措

将来負担比率の状況

置のある地方債であるため、前述のとおり522億円が基準財政需要額算入見込額として控除されることとなります。

また、基金の額も多額であり、この分も控除されるので、将来負担比率は健全化判断基準に比べ、非常に低い比率となりました。

制度上、充当可能基金が控除されるため低い比率になりましたが、基金の大半は特定目的基金であり、基金の目的に沿って今後取り崩しが行われると、この要因だけをとりも将来負担比率を引き上げていくことになりません。



【分子の計算】 (単位：千円)

| | |
|------------------------|------------|
| 一般会計等の19年度末地方債残高 | 36,510,697 |
| 債務負担行為に基づく支出予定額 | 3,020,826 |
| 公営企業等の地方債残高に対する繰出予定額 | 24,229,336 |
| 一部事務組合等負担予定額 | 1,371,970 |
| 19年度末に全職員が退職した場合の負担見込額 | 6,802,322 |
| 土地開発公社や第三セクターの負債の負担見込額 | 983,631 |
| 連結実質赤字額 | 0 |
| 組合等連結実質赤字額負担見込額 | 0 |
| 計(ア) | 72,918,782 |

【分子の計算】 (単位：千円)

| | |
|--------------------|------------|
| A 19年度末充当可能基金残高 | 10,968,558 |
| B 公債費に充当される特定財源見込額 | 611,441 |
| C 普通交付税で措置される見込額 | 52,252,530 |

【分母の計算】 (単位：千円)

| | |
|-----------------|------------|
| 標準財政規模 | 23,259,933 |
| D 普通交付税で措置されるもの | 3,998,532 |

将来負担比率 = $\frac{\text{市債残高及公債費に準ずる経費の負担額(ア)} - \text{基金残高A} - \text{特定財源B} - \text{普通交付税で措置される見込額C}}{\text{標準財政規模} - \text{普通交付税で措置されるものD}}$

= $\frac{72,918,782 - 10,968,558 - 611,441 - 52,252,530}{23,259,933 - 3,998,532} = 47.1\%$

5 しょうらいふたん 将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金（公債費）や将来支払っていく可能性のある負担等の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

地方公共団体が背負っている将来負担は、地方債残高、債務負担行為支出予定額などそれぞれ個別に、また会計ごとに表されてきました。

これらは金額として表示されてきましたので、その金額が適度なもののか、あるいは過大なものかを判断することができませんでした。

また、地方公共団体の負担については、一部事務組合や第三セクターにおよぶ場合もありますが、各地方公共団体にとって、その分の将来負担がどの位になるのかなどを表す手法は全くと言ってよいほど存在しませんでした。

この将来負担比率は、公営企業会計を含む地方公共団体の全会計、および地方公共団体と密接な関係にある外部団体までを含む「地方債残高」、「債務負担行為に基づく支出」、「実質赤字額」などが「標準財政規模」に対してどの程度になるかを表す指標です。

ただし、あくまで地方公共団体が一般会計等において負担すべき額に基づいて計算しますので、特別会計や一部事務組合、第三セクターなどの設置意義や財務・経営状況等に基づいて当該会計、あるいは当該団体等自らが負担すべき部分は除いて算定します。

また、将来負担に対してその財源とすることが見込める基金や特定財源、交付税措置見込み額などを控除して算定します。

将来負担比率の財政健全化基準は、実質公債費比率の財政健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案して350%とされています。

なお、財政再生基準は定められていません。

現時点の将来負担比率は低い比率ですが、これに安心して、今後の実施事業を拡大していくと、基金を取り崩すことで控除額を少なくし、また地方債を借り入れ、地方債残高を引き上げる結果、将来負担比率については悪い相乗効果を生じさせることになるため注意が必要です。

【分母の計算】 (単位：千円)

| | | | |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 標準財政規模 | 17年度 22,054,832 | 18年度 23,018,298 | 19年度 23,259,933 |
| A 普通交付税で措置されるもの | 3,691,801 | 3,742,357 | 3,998,532 |

公債費及び公債費に準ずる経費(ア) - 普通交付税で措置されるものA

17年度 = $\frac{6,050,273 - 3,691,801}{22,054,832 - 3,691,801} = 12.84\%$

18年度 = $\frac{6,666,764 - 3,742,357}{23,018,298 - 3,742,357} = 15.17\%$

19年度 = $\frac{6,946,631 - 3,998,532}{23,259,933 - 3,998,532} = 15.31\%$

実質公債費比率 (3年平均) = $\frac{12.84 + 15.17 + 15.31}{3} = 14.4\%$

【分子の計算】 (単位：千円)

| | | | |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 一般会計等公債費 | 17年度 4,131,545 | 18年度 4,224,238 | 19年度 4,369,586 |
| 公営企業の公債費への繰出金 | 725,795 | 1,314,356 | 1,460,690 |
| 一部事務組合等の公債費負担分 | 776,750 | 657,499 | 597,991 |
| 債務負担行為のうち公債費相当分 | 416,183 | 470,260 | 518,364 |
| 一時借入金の利子 | 0 | 411 | 0 |
| 計(ア) | 6,050,273 | 6,666,764 | 6,946,631 |

【分子の計算】 (単位：千円)

| | | | |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| A 普通交付税で措置されるもの | 17年度 3,691,801 | 18年度 3,742,357 | 19年度 3,998,532 |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|

（前ページからの続き）平成18年度、19年度と比較すると一般会計における公債費と、公営企業の公債費への繰出金がそれぞれ1億5千万円程増えています。

また、公債費に準ずる債務負担行為にかかわるものとしては、平成18年度の安曇野広域排水事業（国営事業）受益者負担金に係る債務負担行為により4800万円程が増えています。

一方、一部事務組合等の公債費に対する負担金は、6千万円程減っています。

一般会計における公債費、公営企業の公債費については、交付税措置として基準財政需要額に算入され、実質公債費比率の算定ではこの分が控除されますので、比率の算定上には大きな影響は与えません。

債務負担行為に係るものの増加と、一部事務組合等の公債費に係る負担金の減少は、ほぼ相殺されます。

以上により、平成18年度、19年度の実質公債費比率は、ほぼ同水準となりました。

実質公債費比率の早期健全化基準は25%であり、これを大きく下回っていますので、安曇野市の財政は健全といえます。

4 しきんふそく 資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。

この指標は、公営企業ごとに算出し、これをもってその公営企業の経営状況を審査します。事業の性質上、事業開始後、一定期間、構造的に資金の不足する事業がある場合は、その額を「解消可能資金不足額」として控除することになっています。

財政健全化比率については、地方債の協議・許可制度移行基準の10%の2倍の20%とされています。

資金不足額とは、基本的には流動負債と流動資産の差額をいいます。流動負債の方が多く資金不足額が生じていれば、1年以内の債務に対する支払い能力がないことになり、経営状況に余裕がないこととなります。逆に流動資産の方が多ければ、1年以内の債務を一時に果たしてもなお余裕があることになり、突発的な事項に対処可能な経営状況と判断できます。それぞれの公営企業の成り立ちにも異なりますが、平成19年度の決算においては、すべての公営企業において、余裕のある経営状況であるといえます。

(単位：千円)

| 会計名 | 流動負債又は歳出総額 A | 流動資産又は歳入総額 B | 翌年度へ繰り越すべき財源 C | 資金不足額 A-(B-C) |
|--------------|--------------|--------------|----------------|---------------|
| 水道事業会計 | 277,141 | 3,425,760 | 0 | ▲3,148,619 |
| 市営宿舎事業会計 | 10,598 | 382,557 | 0 | ▲371,959 |
| 下水道事業特別会計 | 6,518,945 | 6,560,343 | 4,432 | ▲36,966 |
| 農業集落排水事業特別会計 | 215,904 | 217,816 | 0 | ▲1,912 |

※19年度は、資金不足の会計がなかったことから、黒字の数値を参考値として「▲」で表示しています。

| 会計名 | 歳出総額 A | 歳入総額 B | 土地収入見込額 C | 長期借入金 D | 資金不足額 |
|--------------|--------|--------|-----------|---------|-------|
| 産業団地造成事業特別会計 | 98,459 | 98,462 | 41,512 | 83,775 | 0 |

※産業団地造成事業特別会計は、他の会計と相違し、長期借入金を資金剰余額から控除します。

資金不足比率 (各会計ごと) = $\frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$